

僧祐の著作活動

内藤 龍雄

一 僧祐の著作 梁の律僧僧祐（四四五—五一八）の著作は彼自ら挙げるものは『釈迦譜』五卷、『世界記』五卷、『出三藏記集』十卷、『薩婆多部相承伝』五卷、『法苑集』十卷、『十誦義記』八卷、『弘明集』十卷、『法集雜記伝銘』八卷の八部である。『歴代三宝紀卷』卷十一、『隋書』經籍志にはそれぞれ別の記載もあるが、今はともに考察の外とする。

僧祐のこれらの著作には三の特質を見る。第一は、著作の志向が専ら信仰の実践や行事の方面にあつたことである。成果としては紀伝、律解、經録、護法論等におよび、多彩を極めたのであるが、これにつき彼は次のようになことを残している

祐少長山居……常願_レ覺道流_ニ於忍土正化隆_ヲ於像運_ト、是以三宝勝跡必也詳録、四衆福縁每事述記。（『法集雜記』目錄序）名師法匠、職競_ニ玄義、事源委積、未_レ必曲尽_一（『世界記』目錄「序」）

即ち彼が主として着目した点は、当時一般の学僧のこころさした玄義即ち仏教の哲学的な面ではなくて、三宝四衆に関

連して信仰的、現象的、歴史的な面であつた。そしてその解明指導に使命的自覚さえもいだいていたように窺わさせる点に僧祐の著述活動の第一の特色を見るのである。

第二には現存本の内容、或は亡書もその目次を見ると、事実の歴史的叙述、或は資料の史的整理に顕著なものをとらえるのである。彼が歴史的関心を深めたのは、翻出經の檢証という真実の証明にこたえるためであつたと同時に、一面には護法的立場上、他からの史的批難に応ずべき責任を意識していたのであつて、そのためには、「代有_レ抉則表為_ニ司南_一、声伝未_レ詳則文婦_ニ蓋闕_一」（『出三藏記集』序）というような厳密な批判的筆致をとる一方、「述而不_レ作」（『釈迦譜』序）というように文献をそのまま用いる方法、また時には護法上有利と思われる資料はほとんど無批判的にとり入れることもあつたのである。ともかく、独特の縁起的歴史観に立ち、始をたずね、発展をあとづけるという史的関心の強くあらわれたところに僧祐の著書の第二の特色を見るのである。

第三にはその著作に対して補修再治を加え、晩年に至るまで怠らなかつたことである。現存する『出三藏記集』『弘明集』はもとより、『法苑集』『薩婆多部相承伝』もその目次によると追補があつたと考えられるのであり、『十誦義記』に至つては初撰本を廃し、後撰本を以て定本とするともいつている程である。彼のことがばに「豈曰『善述』、庶非『妄作』」(『法集録目序』)というのがある。善述なりという評を得なくとも、妄作として後学の参考の実を失うこと恐れしたのであつて、この意識が彼をして晩年に至るまで修正の筆を絶たしめなかつた所以であると思う。

二 著作の年次 僧祐は自らの著述の次第を『釈迦譜』より『法集雜記伝銘』にいたるまで、第一帙より第八帙という番号によつて順序立てている。一体にそのような次第には何らかの意味があることなのであつて、次第不同は僧祐のような勝れた目録家にはふさわしからぬことである。この順序は当時一般の書目のならべ方にあわせると、巻数順とはいえず、分類順ともみなしえないものであつて、つまりは著作順であるということに想到せざるをえないのである。このことは著者自身にとつては、心的に自然な順序だてとなるものであり、また第八の『法集雜記伝銘』の序に「所撰法集己爲『七部』と回顧している点からも推察できることである。このように僧祐の法集次第を著作順をみなし、これを前提とし

て考えるときは、その著述のおよその年次は、それぞれ次のように推考しえられるのである。

① 『釈迦譜』、② 『世界記』この二書には年次の推考し得べき資料はないが、『出三藏記集』以前と見られるから、恐らく斉の永明年間、つまり僧祐の四十歳台の撰述であろう。

③ 『出三藏記集』この書は四部分にわかれるものであつて、その中には斉時代に執筆した部分のあることは明らかであるが、十巻本として完成したのは天監三年頃と推定される。このあと増補を試み、明らかなどころでは天監十四年の資料も収めている。なお、天監十六年の資料をおさめるとの説もあるが、その説は採らない。

④ 『薩婆多部相承伝』 齊の建武二、三年頃、僧祐が「知命」つまり五十歳をこしたころの作。目次によると、収める律僧の伝からして、後に増補したこと明らか。天監三年(五〇四)頃のことであろう。

⑤ 『法苑集』 天監三、四年頃に齊以前の資料を以て十巻本を撰す。増補は主に梁時の資料を以てし、天監八九年頃十巻本とする。

⑥ 『弘明集』 天監三―六年頃の撰出。

⑦ 『十誦義記』 齊の永元頃、僧祐が律を学んで四十年ばかりの頃、即ち彼の五十五歳(四九九)頃の初撰。そしてこれを「昔」と回顧しうるところ、おそらく天監八年頃再治。

⑧ 『法集雜記伝銘』 天監八、九年頃のものか。

これらの推考に対しては一一について詳述すべき責任を感じるけれども、今は紙数の関係上、その推測のモデルとして『弘明集』のみをとりあげようと思う。

三 『弘明集』の撰集について 『弘明集』の初撰本は十卷であつた。この書は所収文献を区分して「古今之明篇道俗之雅論」と「前代勝士書記文述」との二部とする。そしてこれらは、思想・宗教的、政治・社会的な仏教批判にこたえようとするものであるが、これらのなかで最も新しい問題として『三破論』関係を挙げることができよう。この『三破論』は張融の作とせられているが、張融は道本仏迹の立場から二教一致論をとなえた宋斉の勝れた学者なのであつて、『三破論』のような無稽な議論をするとは思われないのであるから、この論は道士が張融の高名を利用して偽作したものと考へられている。そうすると、この偽作は彼の在世中（四四四—四九七）のことではなく歿後のことと見るのが至当である。つまりこの論は齊末、或は梁初の頃に出現したと推考し得るのである。この『三破論』に対する反論に劉勰の『滅惑論』がある。劉勰は曾ては僧祐の助手であつたが、齊末の頃には『文心彫竜』五十篇の著を以て文学界に知られた学者となつていた。彼は次で天監の初に独立して奉朝請となり、更に中軍將軍肅宏の記室となつたのであるが、この時は宏の官

名よりいつて天監三年のことと判断される。この『滅惑論』の巻首には「東莞劉記室勰」なる作者名がある。これはもちろん編者の記するところであるが、彼は記室のみで終つたのではないから、この作者名の記し方には、編纂の時を推定せしめるのがあると思われる。つまり、この論は劉勰の記室時代の作なることを示すか、或は僧祐が『弘明集』を編する時に勰が記室であつたのかの何れかを示すものと考へられる。後者でいえば、彼の記室時代、即ち天監三、四年の編集とみなしてそれ以後の場合も考へうることとなるのである。しかし、この時といえども、十四巻本の資料からいつて十巻本の編集は天監七年を下ることはあるまいと考へるのである。『弘明集』の十四巻本には十巻本より二四篇の論篇を多く収めてある。そのうち特に注意を引くのは神滅論関係の文篇である。これは齊末梁初に一世をにぎわした論評であつて、これに関連して梁の武帝は『勅答臣下神滅論』をもしたのであつた。そしてこれを法雲が王侯朝貴六十二名に示して意見を徴したのである。『弘明集』はニュースを集めるのではないにしても、もしこの資料がととのつてゐる際にこれを収めないことは『弘明集』のねらう護法の目的に欠けるものといわねばならない。己に十巻本には鄭道子の神滅論が収められてあることからいうと、同じ問題についてのこの新し、

い資料は当然『弘明集』中に採択されるべきことと考えられるのである。すると、この資料のまとめられる以前に十巻本は編集されたといつてよい。しからば法雲が貴族朝臣に意見を求めたのはいつの事なのであるか。不思議なことにその年次を明記するものは見当たらないのであるが、それを知る手掛りはある。それは法雲への回答者の官職の任期である。

『梁書』列伝に照してみて、その叙任期間の明らかなものを探ると尚書令沈約以下八名があり、彼等の任期の共通時は天監六年十月より七年一月までの四ヶ月であることからみて、勅答臣下神滅論関係の問題は天監六年のことといえることができるのである。このようにして十四巻本に追補されたものが天監六年の件の資料であるとすると、この時以前に十巻本が編集されたとしてよいであろう。つまり十巻本の編集は上限を天監三年、下限を六年或は七年と推考する次第である。

なお、この十四巻本『弘明集』には僧祐編集に対する疑偽説がある。それは十巻本に比して二四篇も増補され、且つその順序も変更されていることの不可解性と、巻十二の序の問題から起つたことであつて、本来十巻本の巻七にあるべきこの序が、その位置をみだしているばかりでなく、その文章が増補した十四巻本にふさわしくないというのがこの説の概要である。しかし僧祐にあつては、序と増補の内容とが一致しないことのあるのは屢々であつて、『出三藏記集』詮名録の

序と構成次第とが一致せず、また巻十二雑録の序と内容とが一致していない。これらは増補或は次第変更しても序の文まで改めなかつたこと、つまり、晩年の僧祐の仕事には前後照応の綿密性が欠けている証左であると解されるのであつて、『弘明集』もこの点からながめらるべきであると思ふ。

また序文中の予作云々の文言は校讐的には、草書体を誤り写したこと、書写の間に故らに改字したことから起つたことと考えられる。しかし、これらの問題は後人編集説を決定づけるものではなく、それよりも、編集説上ではかえつて十巻本の弘明論を十四巻本では後序としていることをこそ問題とすべきであると思ふのである。弘明論は批判を分析し、護法を総論する重要な独立の一論文であるが、後序といへば、当時の在り方では、後世のように全くの題跋の意味ではなかつたとしても、己に前序形式の時期に入つている点から見ると、一書の体裁上では重要な説述のある位置ではない。つまり後序とすることはいわば論篇の格下げである。もし後人が勝手にかく改めたとするならば、それは原著に対する大いなる冒瀆であつて、かくの如きことは一般には考えられないことである。このような論の格下げは自作の論文ならばこそ自由に扱ひ得ることであつて、以上の点からも、この十四巻本は僧祐の編とする伝承説に賛するものである。

(注記省略。参考、福井康順博士『東洋思想の研究』)